

大日本住友製薬グループ 役員・従業員の皆さまへ

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入をご検討ください！

2019年度 グループ保険 加入の案内

(無配当団体定期保険)



未加入者の方のみを対象とする募集です。

この保険は福利厚生制度の一環です。

団体定期保険の魅力

お手頃な保険料

スケールメリットを活かしたお手頃な保険料で保障が準備できます。

簡単なお手続き

医師の診査ではなく、申込書へ健康状態を告知いただくだけなので、加入手続きは簡単です。

毎年見直し可能

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。

生命保険料控除の対象

保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

申込締切日


2019年10月～2020年5月の各月5日
(加入日は翌月1日)

申込書提出先

大日本住友製薬株式会社 → DSPアソシエ株式会社
DSファーマアニマルヘルス株式会社 → DSPアソシエ株式会社
DSPビジネスパートナーズ株式会社 → DSPアソシエ株式会社
DSP五協フード&ケミカル株式会社 → 人事課

申込書に所定事項をご記入のうえご提出ください。

手続きや加入に関する相談・照会・
苦情は右記にお問い合わせください

住友生命保険相互会社 団体保険コールセンター  0120-307282
【受付時間】月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・12月31日～1月3日を除く)

本パンフレットについて

■お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P 1～P 7）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主なお支払理由と制限事項
- ・保険金額、保険料、保険期間 等

● 注意喚起情報（P 8～P 10）

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金などが支払われない場合 等

● 支払に関する補足説明（P 11～P 15）

保険金などをお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金などの支払の具体例 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

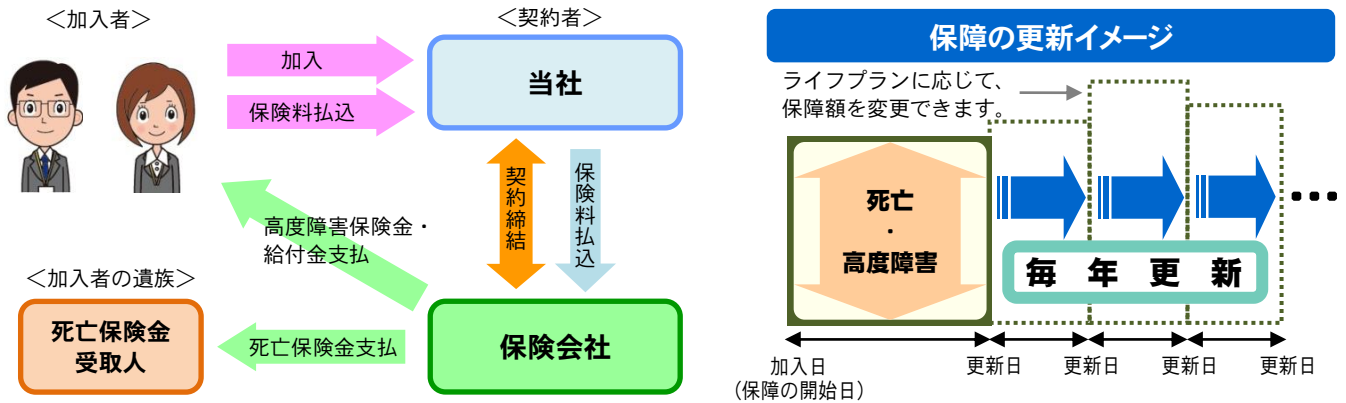


本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

契約概要

① 団体定期保険のしくみ

- 役員・従業員などに死亡・高度障害等の保障をご準備いただくため、当社（大日本住友製薬株式会社）が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、更新により一定年齢までご継続いただけます。一旦加入すれば、その後病気になられても、加入対象者である限り同額もしくはそれ以下の保険金額・給付金額で継続加入できます。



② 加入対象者

※年齢は2019年10月1日現在の表示

- 【本人】 大日本住友製薬株式会社、DSP五協フード&ケミカル株式会社、DSファーマアニマルヘルス株式会社、DSPビジネスパートナーズ株式会社の役員・従業員（嘱託・他社への出向者を含む。嘱託産業医を除く。）で満14歳6か月超70歳6か月以下（継続加入のときは満75歳6か月以下）の方
- 【配偶者】 本人の配偶者で満16歳以上70歳6か月以下（継続加入のときは満75歳6か月以下）の方
- 【お子さま】 本人が扶養しているお子さまで満2歳6か月超22歳6か月以下の方
※お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細 P 6 契約概要「加入に際しての留意事項」

③ 加入日（保障開始日）と保険期間

加入日（保障開始日）	11月～6月の各月1日（更新日は10月1日）
保険期間	2019年10月1日 から 2020年9月30日 までの1年間 ※特段のお申出がない場合には、原則1年ごとに自動更新（継続）されます。 ※保険期間途中の加入者は、その中途加入日から2020年9月30日までが初年度の保険期間となります。

④ 支払われる保険金など（保障の内容）

■基本保障

以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称	
		本人・配偶者	お子さま
1 死亡保険金（注1）	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約	団体定期保険 こども特約
2 高度障害保険金（注1）	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※）になられたとき		

（注1）死亡保険金、高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が消滅します。なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が消滅したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に消滅します。

■追加保障

基本保障に加入される場合に、以下の保障がセットになった追加保障をお申込みいただけます。

給付金	支払対象となる場合	名称	
		本人・配偶者	お子さま
3 災害入院給付金（注2）	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故（※）による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に入院（※）を開始され、継続して2日以上入院されたとき	団体定期保険 入院保障特約	団体定期保険 こども 入院保障特約
4 疾病入院給付金（注2）	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発病した疾病を原因として、継続して2日以上入院されたとき		
5 入院保障充実給付金（注3）	災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院がされたとき		

（注2）1回の入院の支払日数は災害入院・疾病入院で各120日を限度（更新前の支払日数を含む）、また災害入院・疾病入院を通算して1000日を限度とします。なお、通算支払日数が1000日に達したときは、それ以降入院された場合、入院保障充実給付金も支払われません。

（注3）継続した1回の入院につき入院給付日額の5倍の金額が一時金として支払われます。

（※）「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」について

詳細

P11 支払に関する補足説明

上記の特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。



保険金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P9 注意喚起情報「⑤保険金などが支払われない場合について」

⑤ 加入コースと保険料

～ ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう、
さまざまなコースをご用意しております ～

(1 等の番号は、契約概要「④支払われる保険金など（保障の内容）」に記載の保険金・給付金を示しています。)

< 基本保障 >

内容		保険金	本人								
			万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき		1または2	6000	5500	5000	4500	4000	3500	3000	2500	2000
保 険 料 月 額 (円)	15歳～35歳	男性	5,010	4,593	4,175	3,758	3,340	2,923	2,505	2,088	1,670
	S59.4.2～H17.4.1生	女性	4,680	4,290	3,900	3,510	3,120	2,730	2,340	1,950	1,560
	36歳～40歳	男性	5,280	4,840	4,400	3,960	3,520	3,080	2,640	2,200	1,760
	S54.4.2～S59.4.1生	女性	5,100	4,675	4,250	3,825	3,400	2,975	2,550	2,125	1,700
	41歳～45歳	男性	5,730	5,253	4,775	4,298	3,820	3,343	2,865	2,388	1,910
	S49.4.2～S54.4.1生	女性	5,340	4,895	4,450	4,005	3,560	3,115	2,670	2,225	1,780
	46歳～50歳	男性	6,450	5,913	5,375	4,838	4,300	3,763	3,225	2,688	2,150
	S44.4.2～S49.4.1生	女性	5,880	5,390	4,900	4,410	3,920	3,430	2,940	2,450	1,960
	51歳～55歳	男性	7,560	6,930	6,300	5,670	5,040	4,410	3,780	3,150	2,520
	S39.4.2～S44.4.1生	女性	6,510	5,968	5,425	4,883	4,340	3,798	3,255	2,713	2,170
	56歳～60歳	男性	9,120	8,360	7,600	6,840	6,080	5,320	4,560	3,800	3,040
	S34.4.2～S39.4.1生	女性	7,170	6,573	5,975	5,378	4,780	4,183	3,585	2,988	2,390
	61歳～65歳	男性	11,820	10,835	9,850	8,865	7,880	6,895	5,910	4,925	3,940
	S29.4.2～S34.4.1生	女性	8,160	7,480	6,800	6,120	5,440	4,760	4,080	3,400	2,720
	66歳～70歳	男性	15,540	14,245	12,950	11,655	10,360	9,065	7,770	6,475	5,180
	S24.4.2～S29.4.1生	女性	9,600	8,800	8,000	7,200	6,400	5,600	4,800	4,000	3,200
	71歳	男性	19,110	17,518	15,925	14,333	12,740	11,148	9,555	7,963	6,370
	S23.4.2～S24.4.1生	女性	11,430	10,478	9,525	8,573	7,620	6,668	5,715	4,763	3,810
	72歳	男性	20,700	18,975	17,250	15,525	13,800	12,075	10,350	8,625	6,900
	S22.4.2～S23.4.1生	女性	12,270	11,248	10,225	9,203	8,180	7,158	6,135	5,113	4,090
73歳	男性	22,560	20,680	18,800	16,920	15,040	13,160	11,280	9,400	7,520	
S21.4.2～S22.4.1生	女性	13,260	12,155	11,050	9,945	8,840	7,735	6,630	5,525	4,420	
74歳	男性	24,720	22,660	20,600	18,540	16,480	14,420	12,360	10,300	8,240	
S20.4.2～S21.4.1生	女性	14,340	13,145	11,950	10,755	9,560	8,365	7,170	5,975	4,780	
75歳	男性	27,270	24,998	22,725	20,453	18,180	15,908	13,635	11,363	9,090	
S19.4.2～S20.4.1生	女性	15,510	14,218	12,925	11,633	10,340	9,048	7,755	6,463	5,170	



■保険料は毎年更新日に見直されます。

■P3～5に記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日（2019年10月1日）現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

内容	保険金	本人						お子さま			
		配偶者						万円	万円	万円	
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	1または2	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
		1500	1000	800	500	300	200	300	200	100	
保 険 料 月 額 (円)	15歳～35歳	男性	1,253	835	668	418	251	167	1人につき	1人につき	1人につき
	S59.4.2～H17.4.1生	女性	1,170	780	624	390	234	156			
	36歳～40歳	男性	1,320	880	704	440	264	176			
	S54.4.2～S59.4.1生	女性	1,275	850	680	425	255	170			
	41歳～45歳	男性	1,433	955	764	478	287	191			
	S49.4.2～S54.4.1生	女性	1,335	890	712	445	267	178			
	46歳～50歳	男性	1,613	1,075	860	538	323	215			
	S44.4.2～S49.4.1生	女性	1,470	980	784	490	294	196			
	51歳～55歳	男性	1,890	1,260	1,008	630	378	252			
	S39.4.2～S44.4.1生	女性	1,628	1,085	868	543	326	217			
	56歳～60歳	男性	2,280	1,520	1,216	760	456	304			
	S34.4.2～S39.4.1生	女性	1,793	1,195	956	598	359	239			
	61歳～65歳	男性	2,955	1,970	1,576	985	591	394			
	S29.4.2～S34.4.1生	女性	2,040	1,360	1,088	680	408	272			
	66歳～70歳	男性	3,885	2,590	2,072	1,295	777	518			
	S24.4.2～S29.4.1生	女性	2,400	1,600	1,280	800	480	320			
	71歳	男性	4,778	3,185	2,548	1,593	956	637			
	S23.4.2～S24.4.1生	女性	2,858	1,905	1,524	953	572	381			
	72歳	男性	5,175	3,450	2,760	1,725	1,035	690			
	S22.4.2～S23.4.1生	女性	3,068	2,045	1,636	1,023	614	409			
73歳	男性	5,640	3,760	3,008	1,880	1,128	752				
S21.4.2～S22.4.1生	女性	3,315	2,210	1,768	1,105	663	442				
74歳	男性	6,180	4,120	3,296	2,060	1,236	824				
S20.4.2～S21.4.1生	女性	3,585	2,390	1,912	1,195	717	478				
75歳	男性	6,818	4,545	3,636	2,273	1,364	909				
S19.4.2～S20.4.1生	女性	3,878	2,585	2,068	1,293	776	517				

< 追加保障 >

内容	給付金	本人・配偶者		お子さま	
災害・病気で継続して 2日以上入院された とき	3 または 4 入院給付日額×入院日数	日額 円 5,000	日額 円 3,000	日額 円 3,000	日額 円 1,800
	5	上記日額の5倍の一時金			

年齢	性別	本人・配偶者		本人の入院 給付日額が 5,000円 の場合に 加入 できます	1人につき 522	1人につき 313
		日額 円	日額 円			
15歳～35歳	男性	910	546	本人の入院 給付日額が 5,000円 の場合に 加入 できます	1人につき 522	1人につき 313
S59.4.2～H17.4.1生	女性	940	564			
36歳～40歳	男性	1,035	621			
S54.4.2～S59.4.1生	女性	1,105	663			
41歳～45歳	男性	1,190	714			
S49.4.2～S54.4.1生	女性	1,145	687			
46歳～50歳	男性	1,535	921			
S44.4.2～S49.4.1生	女性	1,345	807			
51歳～55歳	男性	1,995	1,197			
S39.4.2～S44.4.1生	女性	1,565	939			
56歳～60歳	男性	2,520	1,512			
S34.4.2～S39.4.1生	女性	1,915	1,149			
61歳～65歳	男性	3,320	1,992			
S29.4.2～S34.4.1生	女性	2,565	1,539			
66歳～70歳	男性	4,480	2,688			
S24.4.2～S29.4.1生	女性	3,375	2,025			
71歳	男性	5,495	3,297			
S23.4.2～S24.4.1生	女性	3,945	2,367			
72歳	男性	5,860	3,516			
S22.4.2～S23.4.1生	女性	4,205	2,523			
73歳	男性	6,235	3,741			
S21.4.2～S22.4.1生	女性	4,510	2,706			
74歳	男性	6,605	3,963			
S20.4.2～S21.4.1生	女性	4,860	2,916			
75歳	男性	6,995	4,197			
S19.4.2～S20.4.1生	女性	5,265	3,159			



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細 P 6 契約概要「加入に際しての留意事項」

追加保障の支払例

入院給付日額5,000円にご加入、病気で4日間入院された場合

< 疾病入院給付金 >

5,000円×4日=20,000円

+

< 入院保障充実給付金 >

5,000円×5=25,000円

< お支払金額 >

= 45,000円

⑥ 保険金などの受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は本人となります。）
※高度障害保険金および給付金は保障の対象となる方が受取人です。

本人について P 1 契約概要「②加入対象者」

⑦ 配当金

無配当団体定期保険のため、配当金はありません。

⑧ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細 P 8 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」

⑨ 引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

⑩ 保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても、保険金などは支払われません。
加入対象者について P 1 契約概要「②加入対象者」
- 追加保障のみの加入はできません。必ず基本保障とセットで加入してください。
- 満70歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額・給付金額を増額できません。また、新たに追加保障に加入することはできません。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・配偶者、お子さまのみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
 - ・本人より高い保険金額・給付金額のコースには加入できません。
 - ・追加保障に加入される場合には、必ず本人も追加保障に加入してください。
 - ・加入対象となるお子さまは、同一の保険金額・給付金額で、全員お申込みください。
 - ・お子さまの入院給付日額は、本人が加入した入院給付日額の6割以下としてください。

税務について

- 加入者が負担した保険料はそれぞれ以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

保険料の種類	対象となる生命保険料控除の種類
主契約・こども特約保険料	一般生命保険料控除
入院保障特約・こども入院保障特約保険料	介護医療保険料控除

- 保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。
※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。
- 高度障害保険金および給付金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

※記載の内容は、2018年7月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

全員加入部分について

この保険は対象者の皆さまに不慮の事態が生じた場合に備えて、会社が保険料を負担し、皆さまを対象とする制度を付保しております。

対 象 者	満14歳6か月超70歳6か月以下（継続加入は満75歳6か月以下）の役員・従業員（嘱託・他社への出向者を含む。嘱託産業医を除く。）
保 険 金	全員一律100万円
保険金受取人	<p>（死亡保険金）</p> <p>労働基準法施行規則第42条～第45条に定める役員・従業員の遺族 （優先順位の高い順に①配偶者②死亡当時生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順 等 となります。）</p> <p>（高度障害保険金）</p> <p>役員・従業員本人</p>

団体定期保険年金払特約

受取方法	<p>必要に応じて、3種類の中から選択できます。</p> <p>①保険金の全額を「一時金」として受け取る。</p> <p>②保険金の全額を「年金」として受け取る。</p> <p>③保険金の「一部を一時金」として、「一部を年金」として受け取る。</p>				
年金基金の設定	保険金の支払事由が生じたとき、保険金受取人の請求に基づき、保険金受取人名義で年金基金を設定します。（年金受取人は保険金の受取人です。）				
年金種類	<p>【確定年金】</p> <p>あらかじめ定めた期間（5・10・15・20・25年）年金が支払われます。年金支払中に年金受取人が死亡された場合、その相続人に残存支払期間に応ずる未払年金現価が支払われ、以後の年金は支給されません。年金の型は逓増型で、第2年度以降の年金額は初年度の年金年額の一定割合の額を増額します。年金基金設定日以降、年金支払開始日前に死亡された場合は、その相続人に死亡時における年金基金の価額が支払われます。</p>				
年金額	設定した年金基金に応じた年金額が支払われます。ただし、初年度年金年額が48万円未満となった場合は、一時金で支払われます。				
年金支払開始日	年金支払開始日は、年金基金設定日から2か月経過後、最初に到来する2月・5月・8月・11月のいずれかの月の1日となります。				
年金支払回数	年金のお支払回数は年1回です。				
内容の変更	年金受取人および給付に関する取扱いの変更は、年金支払開始日前に限ります。				
年金の一括払	<p>年金受取人は請求時期等に応じて、将来の年金の支払に代えて次の金額の一括払を請求できます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年金支払開始日前</td> <td>請求時における年金基金の価額</td> </tr> <tr> <td>年金支払開始日以後</td> <td>残存支払期間に応ずる未払年金現価</td> </tr> </table>	年金支払開始日前	請求時における年金基金の価額	年金支払開始日以後	残存支払期間に応ずる未払年金現価
年金支払開始日前	請求時における年金基金の価額				
年金支払開始日以後	残存支払期間に応ずる未払年金現価				

注意喚起情報

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当社（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。
※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。

口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当社の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただけただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認ください、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。



正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当社の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

配偶者・お子さま 本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合(※)

(※)保険期間中に加入対象でなくなった**お子さま**は、次回更新日の前日まで継続できます。

■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当社担当者または10ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。



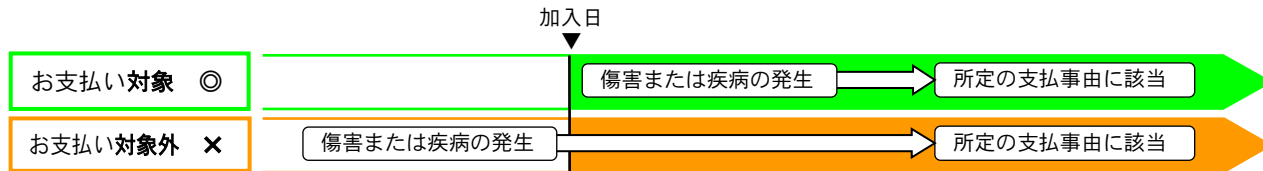
⑤ 請求時 保険金などが支払われない場合について

次のような場合には、**保険金などが支払われないことがあります。**

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■ 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。ただし、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因による入院とみなします。



- 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などの不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合 ※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。
- 契約者、加入者または保険金(給付金)受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険金などの下記免責事由に該当した場合

<p>死亡保険金 高度障害保険金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・ 契約者または保険金受取人の故意による死亡・高度障害 ・ 加入者の故意による高度障害 ・ 戦争その他の変乱による死亡・高度障害
<p>その他の 保険金・給付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき ・ 保険金(給付金)受取人の故意または重大な過失によるとき ・ 加入者の犯罪行為によるとき ・ 加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ・ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含まれます）運転している間に生じた事故によるとき ・ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・ 加入者の薬物依存によるとき（入院保障特約・こども入院保障特約のみに適用） ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

⑥ 請求時 保険金・給付金などをもらえなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金などが支払われますので、保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、加入されている契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減される場合があります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減される場合があります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

住友生命保険相互会社
団体保険コールセンター



0120-307282

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

- 証券番号：590000332
- 契約者名：大日本住友製薬株式会社

支払に関する補足説明

P 2 契約概要「④支払われる保険金など（保障の内容）」に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に左記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

●不慮の事故【主な例】

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および^{かえん}火焰による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症（治療の原因が疾病によるものを除く）

●入院【ご留意いただきたい点】

【支払対象となる入院】

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限りです。
- 支払対象となる入院は、特約の加入日以後に発生した「不慮の事故による傷害」または発病した「疾病」を直接の原因とする場合に限りです。
- 特約の加入日前の傷害または疾病を原因として入院された場合でも、特約の加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、特約の加入日以後に生じた原因による入院とみなします。

【入院保障充実給付金】

- 災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院を2回以上された場合でも、その入院が継続した1回の入院とみなされる場合は、1回のみ支払われます。

- 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われるときのみ支払われます。

【その他ご留意いただきたい点】

- 入院保障特約・こども入院保障特約の保障対象は入院に限られます。
- 入院給付金の支払対象となった入院の退院日の翌日から180日以内に入院された場合は、**原因を問わず継続した1回の入院とみなします。**ただし、災害による入院と疾病による入院は別入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複して支払われません。災害入院と疾病入院が重複している入院期間は、災害入院給付金が優先して支払われます。
- 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
 - ①不慮の事故以外の外因による傷害を原因とした入院
 - ②不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
 - ③分娩のための入院（異常分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の給付対象となる入院に限りです。）

「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」についての詳細は、次ページに記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

複数の保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。

以下は代表的な事例です。

ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

事例 疾病または不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院し、その後経過良好につきB病院を退院した。



転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受け取りいただける可能性があります。

※その他事例は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

保障内容をお受取人の方にお伝えください！

詳細 P 2 契約概要「④支払われる保険金など（保障の内容）」

※お支払に関するお問合せは、P 1 0 注意喚起情報「⑨契約に関する相談・照会・苦情窓口について」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

住友生命ホームページ



<http://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



事例
1

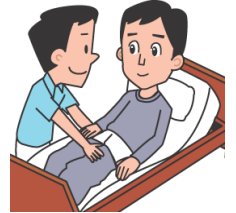
高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

支払われる場合

加入後に発病した「**脊髄小脳変性症**」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。



支払われない場合

「**脳梗塞**」の後遺症として半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例
2

死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をした場合、加入は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細 P 8 注意喚起情報「②告知に関する重要事項について」

支払われない場合

加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「慢性C型肝炎」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合。

告知義務違反のため解除となり、死亡保険金は支払われません。

支払われる場合

加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「慢性C型肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がない**ため、死亡保険金が支払われます。

解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知した場合、該当の加入者について解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。



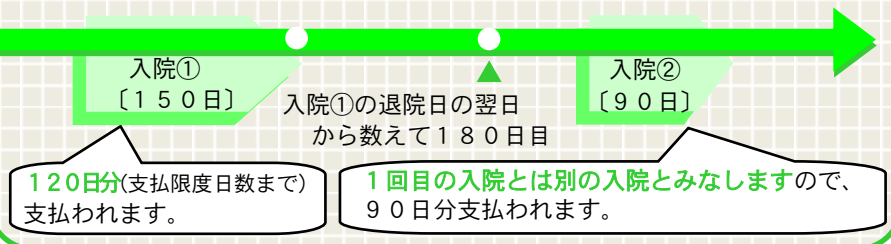
事例 3

入院給付金の支払い【支払限度日数】

入院給付金は、入院日数が「1回の入院に対する支払限度日数」かつ「通算の支払限度日数」以内の場合に支払われます。

支払われる場合

病気により150日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以上経過後に再び病気で90日間入院された場合。

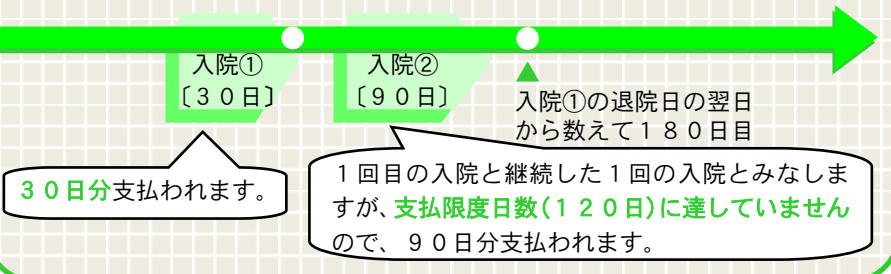


解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から180日経過後に開始した入院は、1回目の入院とは別の入院とみなします。

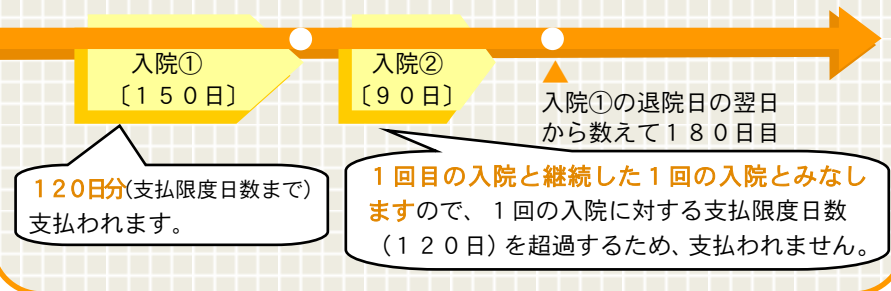
支払われる場合

病気により30日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以内に再び病気で90日間の入院を開始した場合。



支払われない場合

病気により150日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以内に再び病気で90日間の入院を開始した場合。

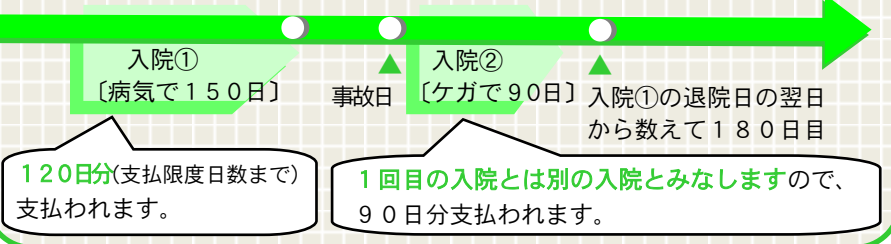


解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から180日以内に開始した入院は、原因を問わず継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。この場合、支払限度日数(120日)に達するまで支払われますが、支払限度日数を超過した分は支払われません。

支払われる場合

病気により150日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以内に交通事故で90日間の入院を開始した場合。



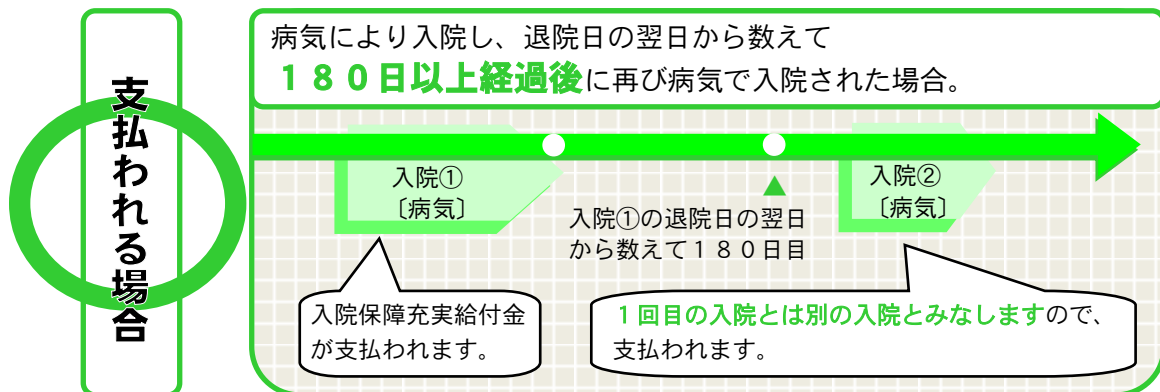
解説

病気による入院とケガによる入院は、それぞれ別の入院とみなします。

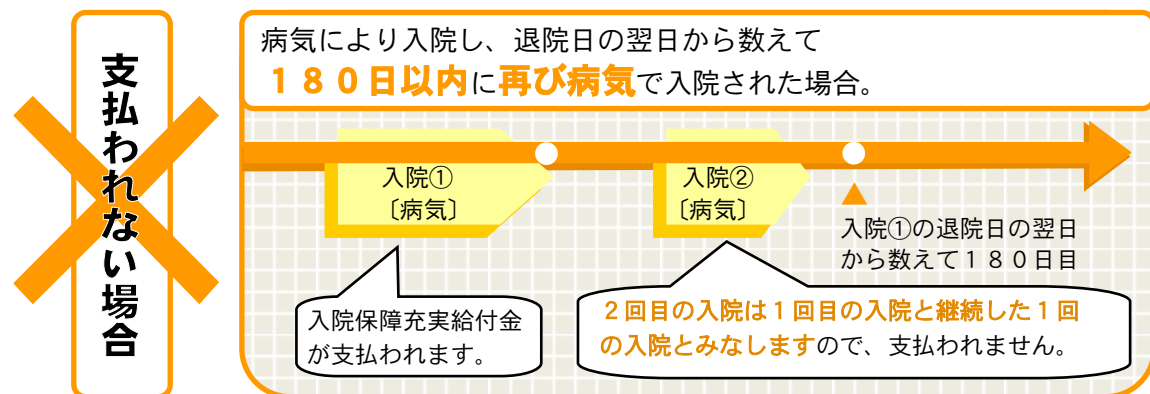
事例
4

入院保障充実給付金の支払い【支払対象となる入院】

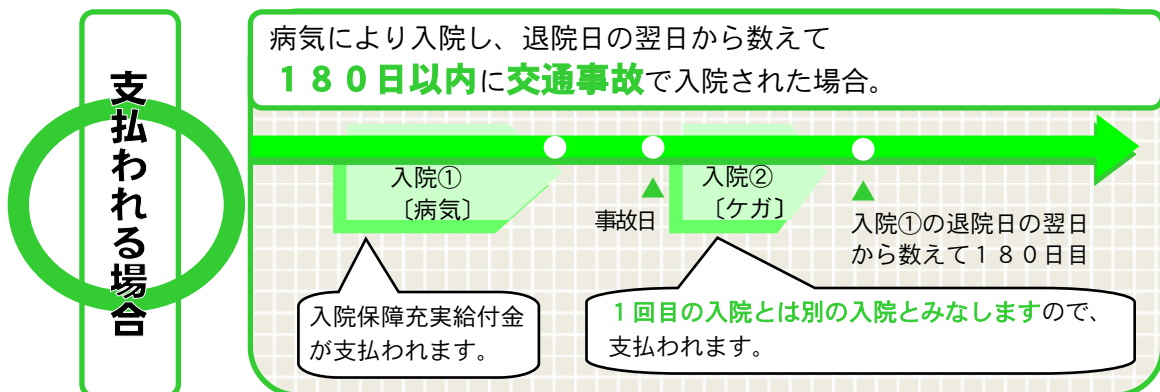
入院保障充実給付金は、2回以上の入院をされた場合でも、「継続した1回の入院」とみなす場合は1回のみ支払われます。



解説 2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から180日経過後に開始した入院は、1回目の入院とは別の入院とみなします。



解説 2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から180日以内に開始した入院は、原因を問わず継続した1回の入院とみなし、入院①のみに対し、入院保障充実給付金が支払われます。



解説 病気による入院とケガによる入院は、それぞれ別の入院とみなします。